

[2] 建築物の用途規制

①用途地域

用途地域は、市街地に様々な用途や規模の建築物が無秩序に立ち並ぶことによる生活環境の悪化を避け、健全で住みよい街づくりのために、市域のほとんどの区域について都市計画法により指定されています。この用途地域の種別ごとに建築物の用途の制限が建築基準法に定められています。

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
用途地域内の建築物の用途制限												
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 10px; border: 1px solid black; background-color: white; margin-right: 5px;"></div> 建てられる用途 <div style="width: 20px; height: 10px; border: 1px solid black; background-color: gray; margin-right: 5px; margin-top: 2px;"></div> 建てられない用途 </div> <p>①、②、③、④、▲、面積、階数等の制限あり</p>												
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	○	○	④	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等サービス用店舗のみ。2階以下。 ②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス用店舗のみ。2階以下。 ③2階以下。 ④物品販売店舗、飲食店を除く。
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの						○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの							○	○			
事務所等	事務所等の床面積が1,500㎡以下のもの			▲	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの				○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの					○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館					▲	○	○	○	○			▲3,000㎡以下
遊技施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッチング練習場等				▲	○	○	○	○	○		▲3,000㎡以下
	カラオケボックス等					▲	▲	○	▲	▲	▲	▲10,000㎡以下
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券販売所等					▲	▲	○	▲	▲		▲10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等						①	○	○	②		①ナイトクラブ等200㎡未満、その他は客席200㎡未満 ②客席10,000㎡以下(ナイトクラブ等は客席以外の部分も含む)
	キャバレー等、個室付浴場等								○	▲		▲個室付浴場等を除く
病院等	病院			○	○	○	○	○	○	○		
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）			▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	▲300㎡以下、2階以下
	建築物附属自動車車庫	①	②	①	②	③	③	○	○	○	○	①600㎡以下、1階以下 ②3,000㎡以下、2階以下 ③2階以下
	倉庫業倉庫							○	○	○	○	
	畜舎（15㎡を超えるもの）					▲	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり ▲2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場					①	①	①	②	②	○	原動機・作業内容の制限あり 危険作業場の床面積
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場								②	②	○	①50㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場									○	○	②150㎡以下
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場										○	
	自動車修理工場						①	①	②	③	③	○
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量	量が非常に少ない施設			①	②	○	○	○	○	○	○	①1,500㎡以下2階以下 ②3,000㎡以下
	量が少ない施設								○	○	○	
	量がやや多い施設									○	○	
	量が多い施設										○	

注) 本表は、すべての制限について掲載したものではありません。

※用途地域の調査は、住居表示(地名地番)を明らかにした上、都市計画課の用途地域照会窓口(052-972-2797)にお問い合わせいただくか、こちらをご覧ください。

名古屋市 都市計画情報

検索

「名古屋市都市計画情報提供サービス | ポータル」

(<http://www.tokei-gis.city.nagoya.jp/>)

建築基準法施行令第137条の7は、既存不適格建築物の増改築に関する規定です。増改築が基準時における敷地内で行われ、かつ、基準時における敷地面積に対して容積率や建蔽率の規定を満たす場合に、増改築が可能です。

副

宅地造成に関する工事の許可通知書

※許可通知欄

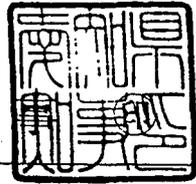
この申請書及び添付図書に記載の宅地造成に関する工事については、下記の条件を附して許可しましたので通知します。

60令尾建第4 - 153号

60年9月21日



愛知県知



条件 工事中の災害防止に万全を期すること。
砂防申請の許可後工事に着手すること。

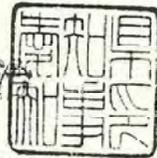
1	造成主住所氏名	名古屋市中村区新開町12番6号 社団法人愛知県トラック協会 会長 前田源吾			
2	設計者住所氏名	名古屋市中村区名駅南4丁目11番39号(日通ビル) 日通不動産株式会社 名古屋支店 1級建築士 大飼兼利			
3	工事施工者住所氏名	未定			
4	宅地の所在及び地番	長久手町 大字長湫字印塚 1-6 (長湫1177-1)			
5	宅地の面積	3187.74 平方メートル			
6	イ 切土又は盛土をする土地の面積	3187.74 平方メートル			
		ロ 切土又は盛土の土量	切土	1189.5 立方メートル	
		盛土	3790.0 立方メートル		
	7	ハ 擁壁	番号	構造	高さ
No.1			面知ブロック積擁壁	メートル 0 ~ 5	メートル 115.73
No.2			全上	2.73 ~ 3.65	39.80
No.3			鉄筋コンクリート逆L型擁壁	1.00 ~ 2.90	31.20
No.4			全上	1.00 ~ 2.73	13.20
8	ニ 排水施設	番号	種類	内のり寸法	延長
		1	U字溝 埋込コンクリート(グレーチング蓋付)	センチメートル 0.30 x 0.30	メートル 37.50
		2	管渠 VU φ150	内径 0.15	11.50
		3	空地柵	0.36 x 0.36 x 0.60	2ヶ
		4	集水柵	0.50 x 0.50 x 0.60	1ヶ
9	ホ かけ面の保護の方法	全てのかけ面は土留擁壁で保護する			
	ヘ 工事中の危険防止の為の措置	工事施工中は 施工区域に人止柵等を設置し危険防止に努める			
	ト その他の措置				
10	チ 工事着手予定年月日	昭和60年 月 日 許可の日より			
	リ 工事完了予定年月日	昭和60年 月 日 100日以内			
	ヌ 工程の概要	別添工事工程表の通り			
11	その他必要な事項	砂防指定地内行急許可申請書			

〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないで下さい。
 2 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には○印を附し、かつ資格を有することを証明するに足る資料を本申請書に添付して下さい。
 3 3欄は、未定のときは、後で定ってから工事着手前に届け出て下さい。
 4 7欄は、宅地造成に関する工事を施行することについて他の法令により許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可等の手続きの状況を記入して下さい。

名古屋市瑞穂区新前所12-6
社団法人
愛知県トラック協会 様

60令名土第10-351号
昭和 60 年 9 月 13 日

愛知県知事 鈴木 礼 治



砂防指定地内行為について (許可)

昭和60年8月23日付けで申請の^{土地造成}に
伴う地形変更行為については、下記により許可します。

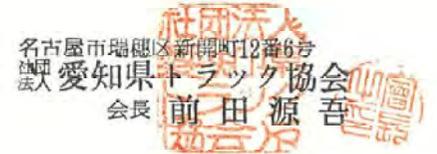
記

1. 行為場所 ^{愛知県長久手郡長湫字柳塚1-6 (川がわ)}
2. 行為面積 3,187.74 平方メートルとする。
3. 条件
(1) 行為期間は、許可の日 から昭和60年12月20日までとする。

誓約書

昭和60年10月1日

建築主事 殿



記

- | | |
|------|--|
| 用途 | 共同配送センター |
| 工事場所 | 愛知県長久手町大字長湫字柳塚1-6
(長湫 西部土地区画整理組留地111 ブロック1) |
| 工事種別 | 新 築 |
| 構造規模 | 鉄骨造家建(口簡易耐火建築物)一部2階建延床面積
2051.13 ^m 2 |
| 誓 約 | 本建物は小口貨物配送業務の共同配送センターとして
一般路線貨物自動車運送等に利用する施設であり建築
基準法第48条3項の別表第2の(は)項の五の建築物
(営業倉庫)ではありません。
従って営業倉庫として使用しない事を誓約します。 |

以 上